

令和7年10月1日

部 課 長 各 位

伊勢崎市長 臂 泰 雄
(財政部財政課)

令和8年度伊勢崎市予算編成方針

1 予算編成に当たって

国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復しているものの、米国の通商政策や国際情勢の緊迫化など、先行き不透明な経済情勢が続いている。また、社会面の全般的な課題となっている老朽化した社会インフラへの対策など、地域経済や安心・安全な生活基盤の整備等あらゆる面で社会情勢や市民ニーズを的確に捉えた施策を展開していかなければならない。

今年度は第3次伊勢崎市総合計画の初年度として、将来にわたり持続可能な共生都市の実現に向けて新たなスタートを切ったところである。この計画に掲げる各施策を着実に進めることにより、計画を軌道に乗せ、さらに加速化させることが令和8年度に果たすべき責務となる。

物価高騰を背景とした人件費や委託料をはじめとする物件費、社会保障関係費のほか、行政サービスの多様化等により、行政を運営していくために必要な経費は今後も増加していくことが予想される。このような状況において、国や群馬県、他市町村との広域的な連携はもとより、市民や事業者と協働して事業に取り組んでいくことが、今後のまちづくり、ひいては本市が掲げる将来ビジョンの実現に欠かせないものとする。引き続きDXやGX、共生の考えを念頭に置きつつ、市民や事業者とこれまで以上に密接な連携を図り、「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市いせさき」の実現につなげていく予算編成とする。

2 社会経済情勢と国の動向

国内の状況は、内閣府における国内総生産（GDP）速報値（令和7年4～6月期）によると、実質成長率0.3%（年率1.0%）で5四半期連続のプラス成長となっている。また、県内の状況は、日本銀行前橋支店の群馬県金融経済概況によれば、県内景気は、一部弱めの動きがみられるが、緩やかに回復しているとされている。

そのような状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、物価上昇を上回る賃上げの定着を起点とし、地方創生2.0の推進、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策などに着実に取り組むとしている。

3 本市の財政状況と見通し

令和6年度決算では、普通交付税の追加交付等の外的要因もあったことに留意しつつも、市有財産の売却や効率的かつ効果的な予算執行に努めた結果、一般会計における基金全体の令和6年度末現在高は、令和5年度末と比較して増加となった。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.7%で、令和5年度と比較すると2.7ポイント上昇しており、平成30年度以来の高い水準となっていることから、引き続き財政構造の弾力化に向け、市税収入をはじめとする経常的な収入の確保と更なる経常的経費の抑制を図ることが重要である。

今後の見通しとして、歳入においては、世界的な物価高騰とそれに対応する各国の金融引締めによる海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっており、歳入の根幹をなす市税収入をはじめ、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金にも影響が及ぶおそれがあるほか、国において議論されている税制の動向にも注視していかなければならない。

歳出においては、引き続き原油価格や物価高騰の影響に伴う経費の上昇が懸念されることに加え、少子高齢化に伴い増加の一途をたどっている社会保障関係費、公共施設等個別施設計画に基づく更新費用や伊勢崎駅周辺をはじめとする土地区画整理事業などの大型事業に係る経費は多額となっている。中心市街地にぎわい創出拠点整備事業にも取り組むとともに、激甚化・頻発化している様々な自然災害に対する備えも着実に進めていく必要がある。

4 予算編成の基本的な考え方

前述の国の動向や本市の財政状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政基盤を築き、健全財政を維持することを基本とする。社会の変化及び市民ニーズを的確に捉え、本市全体の発展に向けて包摂性のある事業展開を念頭に置き、各部局が横断的に連携するものとする。

また、各事業の実施に当たっては、県や近隣自治体との広域的な連携を視野に入れるとともに、民間施設の利活用の可能性についても積極的に検討し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、次のとおり取り組むものとする。

(1) 7つの政策の推進

第3次伊勢崎市総合計画における将来ビジョンを達成するため、次に掲げる7つの政策のゴールに向けて着実に推進していく。

- ① 未来の担い手が育ち、全ての人が成長し続けられるまち（子育て・教育政策）
- ② 誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまち（健康・福祉政策）
- ③ 経済の好循環が生まれ、活気にあふれ人が集えるまち（産業・観光・文化政策）

- ④ 住環境と自然環境が調和した、心地良い空間で暮らせるまち（まちづくり政策）
- ⑤ 1人ひとりが日頃から安全を意識し、安心して暮らせるまち（安心安全政策）
- ⑥ あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち（環境政策）
- ⑦ 互いに認め合い、共に創る、未来に向かって持続発展できるまち（共生・共創・行財政政策）

（２）令和８年度の予算編成

- ① 予算要求に当たっては、過去の決算や執行状況、事業効果の検証をしっかり行い、前例にとらわれることなく、更なる予算の見直しを図ることができないか十分に検討の上、補正予算編成を想定した予算要求は慎むこと。
- ② 第３次総合計画前期アクションプランにおける重点事業については、１０月上旬に示す最終評価を踏まえた上で予算要求し、唐突な新規事業や拡充事業の予算要求は慎むこと。
- ③ 一般会計及び企業会計を除く特別会計においては、地方公会計に対応した財務会計システムにより、予算仕訳の観点から適切な細々節を選択した上で予算要求すること。
- ④ 特別会計等については、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努めるほか、企業会計については、経営戦略等を十分に踏まえた上で、経営状況や今後の事業見通し等について検討を加え、公営企業としての性質を十分発揮し、独立採算制の確保が図れるよう努めること。

（３）財源の確保

- ① 市税は、歳入の根幹をなすものであり、課税客体の正確な把握により、自主財源の確保に努めること。
- ② 国・県支出金は、物価高騰への対応や地方創生２．０基本構想、地域脱炭素の推進、こどもまんなか社会の実現など、国の取組にも目を向け、積極的に情報収集を行うとともに、国策の方針転換等により新たに補助対象となるものは、その動向を注視し、必ず活用するよう努めること。
- ③ 市債は、将来の財政負担を考慮しつつ、適債事業を的確に把握し、計画的な発行に努めること。
- ④ 処分可能な市有財産の売却やネーミングライツ事業の対象施設の拡充など、新たな財源の確保に積極的に努めること。

(4) 事業の検証と見直し

- ① 防災や多文化共生への取組、官民連携などの主要事業や市長マニフェストについては、着実に実行していくとともに、必要性や有効性に乏しい事業については、積極的に見直しを図るなどメリハリのある事業選択を行うこと。
- ② 社会の変化並びに市民ニーズ及び各種団体からの要望を的確に捉え、事業関係団体とも施策の方向性を共有し、積極的に連携して事業を推進する方策を検討すること。
- ③ 全ての施策及び事業について、環境配慮の視点を取り入れる「いせさきGX」の推進を念頭に置くとともに、地域経済の好循環、市民の行政参加及び地域の課題解決等に結び付けていくため、様々な施策において伊勢崎市電子地域通貨「ISECA」の活用を積極的に検討すること。
- ④ 所有する建築物等については、設備の耐用年数を考慮した点検等を行い、計画的に設備の更新や修繕を実施するなど、施設の利用に支障が出ないよう適切な維持管理に努めること。
- ⑤ 国・県支出金等を特定財源とした事業について、国・県支出金等が不採択となった場合や補助率が削減された場合には、事業の廃止を含めた見直しや代替財源の確保に向けた検討を行い、一般財源による負担が増えることのないよう留意すること。
- ⑥ 市単独補助金等は、公益上の必要性に留意するとともに、予算要求の際には、補助金等に関する調書を活用し、基準に照らし合わせながら、事業内容と効果の検証を必ず行うこと。
- ⑦ 公共施設等の整備等には、PPP／PFI手法の導入など、民間活力の活用推進を検討すること。
- ⑧ 国等から送付される制度改正や関連する通知文書等について、対応の要否を遺漏なく把握するとともに、不明瞭な部分は必ず照会等を行うなど確認を徹底すること。